

写

環境省発第091110002号
平成21年11月10日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



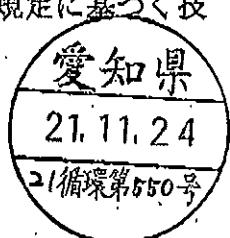
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について
(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年環境省令第11号）、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成21年環境省令第12号）、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件（平成21年環境省告示第68号）、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成21年環境省告示第69号）、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（平成21年環境省告示第70号）及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件（平成21年環境省告示第71号）が平成21年11月10日に公布され、平成21年11月24日から施行される。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件（平成21年環境省告示第72号）が平成21年11月10日に適用された。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職により周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記



第一 趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づいて、その処理の推進がなされているところである。

ポリ塩化ビフェニルが使用された高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）については、日本環境安全事業株式会社を活用し、全国5箇所の施設で処理が進められている。

また、ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等（以下「汚染物等」という。）については、国内で初めて、日本環境安全

事業株式会社北九州事業所において、本年7月より処理施設の操業が開始された。

その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（以下「電気機器等」という。）（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となつたもの

（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。）については、日本環境安全事業株式会社での処理対象となっておらず、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められている。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を今後とも安全かつ効率的に進める必要がある中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設において、適正な処理がなされていることを定期的に確認することが求められている。

このような背景を踏まえ、今般、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を促進するために必要な改正等を行うものである。

第二 改正の内容

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更

（1）微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理を推進するための事項として、下記の内容等を追記した。

① 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の発生量、保管量及び処分量

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の使用中のものも含めた量は、柱上トランジット以外の電気機器が約120万台、柱上トランジットが約330万台、OFケーブルが約1,400kmであると推計されている。

② 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

ア 処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。

イ 測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理を進めため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

ウ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及びその関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルにより汚染された又はその可能性がある電気機器等

を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及びその関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となつたもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物である微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を許可なく誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に努める。

(2) 汚染物等の処理を推進するための事項として、下記の内容等を追記した。

○ 中小企業者の負担軽減措置

中小企業者に対する汚染物等に係る高額な処理費用の負担軽減を図るため、中小企業者が汚染物等の処分を日本環境安全事業株式会社に委託して行う場合にその処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である日本環境安全事業株式会社に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出することとする。

2 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の12の14の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を追加した。具体的には、以下のものを特例の対象となる廃棄物とした。

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となつたものに限る。）

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となつたものに限る。）

(3) ポリ塩化ビフェニル処理物（令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（(1)又は(2)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の制定
微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等について、規則第12条の12の16の規定により環境大臣が定める基準等を以下のとおり定めた。

(1) 無害化処理の内容の基準

① 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を処理する場合にあっては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。）が以下の基準を満たすこと。

ア 廃油の場合は、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下であること。

イ 廃酸又は廃アルカリの場合は、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。

ウ 廃プラスチック類又は金属くずの場合は、当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。

エ 陶磁器くずの場合は、当該陶磁器くずにはポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。

オ 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は、当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。

これらの基準は、規則第1条の2第53項の環境大臣が定める方法、すなわち、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）第3号に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

② 排ガス中のポリ塩化ビフェニル濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。

(2) 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

① 無害化処理生成物の性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、無害化処理生成物の性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。

② 無害化処理生成物が(1)①に規定する基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。

(3) 無害化処理の用に供する施設の基準

① 処分する微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備が設けられていること。

② 保管施設を有する場合には、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。

(4) 無害化処理の認定の特例

① 当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準

無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第4条第1項第8号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第4条の5第1項第2号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第12条の7第5項第2号及び第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

ア 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

- イ 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。
- ② 当該無害化処理の用に供する施設の基準
無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第4条第1項第7号（同号ロ(1)、(2)及び(4)並びに又からカまでを除く。）及び第12条の2第5項第2号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。
ア 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。
イ アの温度を微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
ウ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上とし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (5) その他
無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項、実証試験に関する書類、記録の閲覧、記録する事項及び環境大臣に報告する事項について、環境大臣が定める事項等として必要な事項等をそれぞれ定めた。
- 4 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部改正
2において、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を追加したことに伴い、特別管理産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は再生の方法に、同条第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）を追加した。
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、令第7条第12号に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設において、その処理状況の測定に関する規定を次のとおり追加するとともに、これらの規定に対応する記録の閲覧及び記録する事項を定めた。
① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
② 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 6 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人環境再生保全機構第10条第1項第5号に基づき、独立行政法人環境再生保全機構がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理費用の助成を行う対象となる廃棄物として、汚染物等を追加した。
また、助成金の交付をポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るために必要な範囲とするため、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）のうち以下に該当する者以外の者を交付対象とした。
(1) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が一又は二以上の大企業者（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）により保有されている者

- (2) 上記(1)の会社との間に当該会社による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある者
- (3) 大企業者との間に完全支配関係がある者

第三 その他

無害化処理認定制度の趣旨、無害化処理認定の効果、認定の申請及び指導監督等に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行による無害化処理認定制度について」（平成18年8月9日付け環廻対発060809003号・環廻産発第060809005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）の内容を参照されたい。